

2024 年 10 月 1 日

お客様各位

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた県内金融機関連携について

平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、青い森信用金庫（理事長 益子 政士）は、株式会社青森銀行（取締役頭取 石川 啓太郎）、株式会社みちのく銀行（取締役頭取 藤澤 貴之）、東奥信用金庫（理事長 小中 雅彦）、青森県信用組合（理事長 堀内 元博）と連携して「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組を実施しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 背景

2021 年 6 月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において「5 年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会では「2026 年度末までに全国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標として掲げています。

2. 取組内容

- 青森県内 5 金融機関は、「2026 年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」について、お客さまへの周知活動を共同で実施するほか、インターネットバンキングによる振込や電子記録債権（でんさいネット）などの電子決済サービスへの移行をサポートいたします。
- 本活動の一環として、各金融機関の店頭窓口およびダイレクトメールにて共通のチラシを配布いたします。

3. 連携開始日

2024 年 10 月 1 日（火）

4. 広告物

「2026 年度まで手形・小切手全面電子化」共通チラシ

以 上

R 2024-121

有効期限 2027 年 3 月 31 日

至急

2026年まで

手形・小切手 全面電子化

政府は、**2026年までの約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化**の方針を示しています。

電子化に向けた対応が遅れると、
事業活動に**支障**が生じる恐れがあります。



取引先と 決済できない

政府方針を受け、紙の手形・小切手をやめる企業数が年々急増しており、各事業者においても「紙による取引方法の見直し」を迫られることとなります。



手形・小切手帳を 入手できない

手形・小切手帳の製造メーカーでは事業撤退の意向を示しているほか、流通量が減少となる中で発行手数料が引き上げとなる可能性があります。



手形の代金取立を 依頼できない

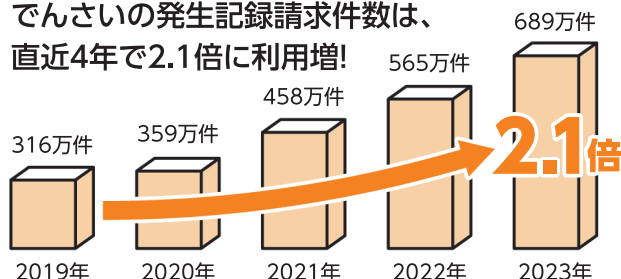
一部の銀行では、2027年4月以降を期日とする手形・小切手について、期日管理を行う代金取立の受付を停止する動きがみられます。

電子的決済サービスの利用

電子的決済サービスとは？

紙の手形・小切手の代替手段となる、インターネットを利用した決済サービスです。主な電子的決済サービスとして、インターネットバンキングによる振込や、電子記録債権「でんさい」があります。

でんさいの発生記録請求件数は、直近4年で2.1倍に利用増！



電子化にはこのような **メリット** があります。

- ① 事務負担軽減**
押印や取立手続、
発送等の事務作業が不要！
- ② リスク軽減**
現物がなくなるため、
紛失や盗難の心配なし！
- ③ コスト削減**
郵送代、印紙代等の
コスト削減！

CHECK

でんさいネット「でんさいコスト診断」では、
でんさいの利用によって削減できるコストを算出できます。



＼いま着手すれば、**2026年までに**十分間に合います／

電子的決済サービスの導入には、以下のような準備が必要です。くわしくは、お取引店にご相談ください。

社内の環境整備

電子的決済サービスへの切り替えまでの計画を立てましょう。会計システムや事務フローの整備も必要です。



取引先への導入案内

電子的決済サービスの取扱いを開始した旨を取引先に伝え、準備をしてもらう必要があります。



CHECK

でんさいネット「お取引先利用状況検索サービス」では、
既にでんさいに対応している企業を調べることができます。

